

登録申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者)
	ふりがな 氏名
	生年月日 年 月 日
	日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第4条第1項の規定により、木造住宅耐震診断士等の登録を申請します。

登録を申請する耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 <input type="checkbox"/> 現地調査診断士 <input type="checkbox"/> 構造診断士
修了した講習会	<input type="checkbox"/> 京都府木造住宅耐震診断士登録講習会 登録証発行日： 年 月 日 登録番号：第 号 <input type="checkbox"/> 京都市京町家耐震診断士登録講習会 講習修了年月日： 年 月 日 受講番号：第 号
保有資格	<input type="checkbox"/> () 建築士(登録番号 第 号) <input type="checkbox"/> 一級建築大工技能士 (番号 第 号)
既に登録を受けている耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
所属する建築士事務所又は工務店 ※建築士事務所登録と建設業許可の両方を得ている事業所の場合は建築士事務所	所在地 〒
	名称
	代表者名
	電話番号 () - ファックス番号 () -
	<input type="checkbox"/> () 建築士事務所登録番号 () 第 () 号 <input type="checkbox"/> 建設業許可番号 - () 第 () 号

所属する建築士事務所又は工務店の同意欄

上記の者が、京都市に

木造住宅耐震診断士 現地調査診断士 構造診断士
として登録し、派遣事業に従事することについて、所属建築士事務所として同意します。

年 月 日

名 称

代表者名

京都市からの情報提供の方法（研修会等の情報をお知らせします。）

電子メールアドレス（パソコンのものに限る。）

@

ファックス

() -

備 考

添付書類 ※添付した書類には☑をしてください。

木造住宅耐震診断士

京都府木造住宅耐震診断士の登録証の写し

建築士事務所登録通知書の写し

現地調査診断士

技能検定の合格証書の写し

実務経験申告書

建築士事務所登録通知書又は建設業許可証明書の写し

構造診断士

一級建築士免許証の写し

建築士事務所登録通知書の写し

第3号様式（第4条第6項関係）

木造住宅耐震診断士等 登録証	
40×30	耐震診断士の区別(登録番号)
	氏名
上記の者は、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第4条第5項の規定による登録簿に登録された木造住宅耐震診断士等であることを証明します。	
年 月 日	京都市長 ○○ ○○

第4号様式（第4条第7項関係）

登録更新届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) ふりがな 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第4条第7項の規定により、登録の更新を届け出ます。	
更新する耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
所属する建築士事務所又は工務店	所在地 〒 名 称 代表者名 電話番号 () - 、ファックス番号 () -
	<input type="checkbox"/> () 建築士事務所登録番号 () 第 () 号
	<input type="checkbox"/> 建設業許可番号 -() 第 () 号
前回更新からの変更内容の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (項目:)
備 考	

第5号様式（第5条第1項関係）

申請事項変更届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第5条第1項の規定により、同要綱第4条第1項に規定する登録申請書の記載事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士	登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士	登録番号
	<input type="checkbox"/> 構造診断士	登録番号
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名	
	<input type="checkbox"/> 保有資格	
	<input type="checkbox"/> 所属する建築士事務所又は工務店に関する事項 (所属先、所在地、事務所電話番号等)	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
変更前		
変更後		
備考		

第6号様式（第5条第2項関係）

登録証亡失届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) ふりがな 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第5条第2項の規定により、登録証の亡失を届け出ます。	
登録証を亡失した耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
所属する建築士事務所又は工務店	所在地 〒
	名称
	代表者名
	電話番号 () - 、ファックス番号 () -
	<input type="checkbox"/> () 建築士事務所登録番号 () 第 () 号
	<input type="checkbox"/> 建設業許可番号 -() 第 () 号
備考	

第7号様式（第5条第3項関係）

登録取消届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者)
	ふりがな 氏名
	日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第5条第3項の規定により、登録の取消しを届け出ます。	
取消しする 耐震診断士 の 区 分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
理 由	
備 考	

第 8 号様式（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様

京都市長 〇〇 〇〇
〔担当 都市計画局建築指導部建築安全推進課〕

木造住宅耐震診断士等 登録抹消通知書

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり、木造住宅耐震診断士等の登録を抹消しましたので通知します。つきましては、同要綱第 6 条第 2 項の規定により、本登録抹消通知書を受けた日から 10 日以内に登録証を返還してください。

記

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 抹消される登録証の登録番号 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 2 | 耐震診断士の区分 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 3 | 木造住宅耐震診断士等の氏名 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 | 登録抹消事由 | 京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第 6 条第 1 項第〇号の規定による。 |

京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書

申込日 年 月 日

申込区分 申し込む区分に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください		耐震診断	計画作成	診断+計画
	木造住宅 (昭和56年以前築)	<input type="checkbox"/> ※ 無料		
	京町家 (昭和25年以前築)	<input type="checkbox"/> ※ 無料	<input type="checkbox"/> ※ 自己負担 2万円	<input type="checkbox"/> ※ 自己負担 2万円
申込者	ふりがな 氏名			区分 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 居住者
	住所	〒 -		
	電話番号	- - ※ 日中連絡が取れる電話番号		
診断する住宅	所在地	<input type="checkbox"/> 申込者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 [〒 - 京都市 区]		
	築年数	明治・大正・昭和 年の木造住宅	階数	延床面積 約 m ² ・坪
	住戸形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 (戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸)		
	利用形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等を兼ねる住宅 <input type="checkbox"/> 空き家 (住宅予定に限る) (居住部分の床面積が延べ面積の1/2以上)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 建築時期を確認できる書類 (登記事項証明書など) ※ コピー可			
要件の確認	<input type="checkbox"/> 要件に該当しない場合、申込み後であっても本事業を利用できません。 <input type="checkbox"/> 現地調査の際に申込者等の立会い (半日~1日) が必要です。			
同意について ※ (1)又は(2)に該当する場合、 後日送付する派遣同意書を 御確認ください	(1) 診断する住宅の関係者 (所有者、居住者、共有者等) 全員の同意が必要です。 関係者は <input type="checkbox"/> いる※ <input type="checkbox"/> いない (2) 調査範囲は居住者が同意する範囲に限ります。診断に必要な調査ができない と判断した場合は、本事業の利用をお断りさせていただくことがあります。 他の居住者は <input type="checkbox"/> いる※ <input type="checkbox"/> いない			
調査日の希望	第1希望 (月 日) 第2希望 (月 日) 第3希望 (月 日) ※ 申込日から3週間以降の日を御記入ください ※ 土日祝も可			
耐震改修の予定	<input type="checkbox"/> 予定あり (年 月) <input type="checkbox"/> 結果を見て考える			
診断士の指名	<input type="checkbox"/> あり (氏名:) <input type="checkbox"/> なし			

※ 診断士を選定する際の参考にするため、申込み後に電話にて、御意向をお伺いします。
(ネット申込みは、申込みフォームにて意向確認)

※ 本事業の耐震診断は、目で見える範囲の調査と、それを補足するための聞き取り調査によります。

派遣決定通知書

(申請者) 住所 〒 — 氏名	年 月 日
京 都 市 長 〇 〇 〇 〇	

京都市木造住宅耐震診断士等を派遣することを決定しましたので、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第12条第1項、第25条第1項）の規定により通知します。				
申込区分		<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業（京町家等に限る）		
対象建築物概要	所在地	〒 — 京都市 区		
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法、桝組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）		
	階数	階	建築年次	年
	延べ面積	約 m ²		
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）		
調査日時				
派遣する木造住宅耐震診断士等の区分、氏名及び登録番号		木造住宅耐震診断士 ()		
		現地調査診断士 (G—)		
		構造診断士 (K—)		
備考		受付番号（ — ）		

注)

- ・ 調査を実施するに当たっては、この通知書を木造住宅耐震診断士等に提示してください。また、裏面の注意事項を必ず御確認ください。
- ・ 関係権利者の同意が必要な場合は、事前に関係権利者から派遣同意書（第13-1号様式、第13-2号様式又は第13-3号様式）を記入してもらい、現地調査当日に耐震診断士へお渡しください。必要な同意書がない場合、現地調査が出来なくなりますので、予め御了承ください。

裏面へ

注意事項（木造住宅）

（共通）

- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえで参考としていただくためのものです。事業完了時にお渡しする結果報告書に添付される書類について、他の目的には一切利用しないでください。
- 申請者は、現地調査の開始後に本事業を取り止めることはできません。もし、事業着手後に本事業を取り止めた場合、申請者は、京都市が診断士に支払う予定の報酬に相当する額を賠償しなければならない場合がありますので、予め御了承ください。

（診断事業の御利用に当たって）

- 診断事業は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、木造住宅耐震診断士が、現状の耐震性能を判断するものです。
- 壁の仕様や建物の劣化の状況など、調査で把握できなかった様々な要素については、木造住宅耐震診断士において仮定したうえで診断を行います。
- 実際に耐震改修工事の検討を行うに当たっては、そうした仮定条件について改めて詳細な調査が必要となります。

（補強計画案及び概算見積りにについて）

- 補強計画案は、将来の耐震改修の参考となるよう、耐震診断で得られた範囲の情報を基に、木造住宅耐震診断士が、耐震改修の基本的な計画の案をお示しするものです。
- 作成された補強計画案は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安にしてください。
- また、木造住宅耐震診断結果報告書でお示しする概算見積りは、過去の耐震改修の平均工事費用を参考にした、耐震改修工事に必要となる費用の見積りであり、それ以外の費用は含まれません。
- このため、実際に耐震改修工事を実施される場合、別途、詳細な設計や見積りを行う必要があります。

※ 詳細な設計や見積りにについては、派遣事業の対象ではありません。木造住宅耐震診断士又は他の建築士と別途、契約を結んでください。

- なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから大きく乖離することもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。耐震改修工事の範囲を超える部分の計画を希望する場合は、木造住宅耐震診断士と協議のうえ、別途、設計契約を結んでください。

- 個別に木造住宅耐震診断士と結ぶ契約について、京都市は一切関与しませんので、予め御了承ください。

注意事項（京町家等）

（共通）

- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえで参考としていただくためのものです。事業完了時にお渡しする結果報告書に添付される書類について、他の目的には一切利用しないでください。
- 申請者は、診断事業においては現地調査の開始後、耐震改修基本計画（以下「基本計画」という。）作成事業においては申請者負担金（2万円）の支払後（以下「事業着手後」という。）に本事業を取り止めることはできません。もし、事業着手後に本事業を取り止めた場合、申請者は、京都市が診断士に支払う予定の報酬に相当する額を賠償しなければならない場合がありますので、予め御了承ください。

（診断事業の御利用に当たって）

- 診断事業は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、京町家耐震診断士が、現状の耐震性能を判断するものです。
- 壁の仕様や建物の劣化の状況など、調査で把握できなかった様々な要素については、京町家耐震診断士において仮定したうえで診断を行います。
- 実際に耐震改修工事の検討を行うに当たっては、そうした仮定条件について改めて詳細な調査が必要となります。

（基本計画作成事業の御利用に当たって）

- 基本計画作成事業は、将来の耐震改修の参考となるよう、耐震診断で得られた範囲の情報を基に、京町家耐震診断士が、耐震改修の基本的な計画の案をお示しするものです。
- 作成された基本計画は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安にしてください。
- また、基本計画でお示しする工事費の概算見積りは、耐震改修工事に必要となる費用の見積りであり、それ以外の費用は含まれません。
- このため、実際に耐震改修工事を実施される場合、別途、詳細な設計や見積りを行う必要があります。

※ 詳細な設計や見積りについては、派遣事業の対象ではありません。京町家耐震診断士又は他の建築士と別途、契約を結んでください。

- なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから変更されることもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。耐震改修工事の範囲を超える部分の計画を希望する場合は、京町家耐震診断士と協議のうえ、別途、設計契約を結んでください。

- 個別に京町家耐震診断士と結ぶ契約について、京都市は一切関与しませんので、予め御了承ください。

第11号様式（第12条第2項、第25条第2項関係）

派遣依頼書

(建築士事務所又は工務店) 所在地 〒 — 名称	年 月 日
京 都 市 長 ○ ○ ○ ○	

木造住宅耐震診断士等の派遣を依頼しますので、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第12条第2項、第25条第2項）の規定により通知します。				
派遣区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業			
対象建築物概要	所在地	〒 — 京都市 区		
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法、枠組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）		
	階数	階	建築年次	年
	延べ面積	約 m ²		
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）		
調査日時				
派遣を依頼する木造住宅耐震診断士等の区分、氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士	（ ）		
	現地調査診断士	（G— ）		
	構造診断士	（K— ）		
備 考	受付番号（ — ）、申請者氏名（ ）			

第12号様式（第13条、第26条関係）

派遣承諾書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(建築士事務所又は工務店) 所在地 〒 ー 名称

木造住宅耐震診断士等の派遣を承諾しましたので、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第13条、第26条）の規定により通知します。				
派遣区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業			
対象建築物概要	所在地	〒 ー 京都市 区		
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法、桝組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）		
	階数	階	建築年次	年
	延べ面積	約 m ²		
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）		
調査日時				
派遣する木造住宅耐震診断士等の区分、氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士		()	
	現地調査診断士		(Gー)	
	構造診断士		(Kー)	
備考	受付番号（ ー ）、申請者氏名（ ）			

派遣同意書（非居住の所有者用）

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
私は、木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、下段の注意事項を確認のうえ、次の事項について同意します。	
同意事項 <input type="checkbox"/> 対象建築物の住戸※の全てに立入調査のうえ、耐震診断を実施すること。 ※長屋・共同住宅の場合は、全ての住戸 <input type="checkbox"/> 調査当日の説明に当たり、原則、立会いをすること。 ※所有する住戸に居住者がいない場合（空家又は空室）に限る。	
(申請者以外の所有者)	
住 所 〒	—
ふりがな 氏 名	
(電話番号	—)

注) 次の区分に応じて、関係者全員（世帯単位）の同意が必要です。関係者が複数存在する場合は、同意書を必要な枚数だけ複写して使用してください。
 (対象建築物の所有者（非居住）が別にいる場合) ……………所有者用（本様式）
 (対象建築物に申請者以外が居住する部分がある場合) ……居住者用（第13-2号様式）

派遣事業の申込内容

申請者氏名	
派遣事業の 申 込 区 分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
対象建築物の 所在地	〒 — 京都市 区

注意事項

- 耐震診断は、目に見える範囲の調査と、それを補足するための聞き取り調査によります。
- 耐震診断は、対象建築物の住戸の全てに立入調査のうえ、調査に必要な範囲内において、写真撮影（屋内・屋外）を行います。
- 長屋又は共同住宅の場合、住戸ごとではなく、1棟の建築物について、診断を行うため、原則全ての住戸に立入調査します。（居住者の許可が得られない住戸は、調査した住戸と同一と仮定して診断を実施します。）
- 同一の建築物に対し、本派遣事業を複数回利用することはできません。
- 結果報告書のお渡し及び内容の説明は、原則、申請者に対し、派遣された木造住宅耐震診断士等が行います。結果報告書の内容の説明の際に同席したい等の希望がある場合は、事前に申請者と協議してください。
- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの参考としていただくためのものであり、その他の目的には一切利用しません。

派遣同意書（長屋又は共同住宅の居住者用）

長屋又は共同住宅に居住されている方へ

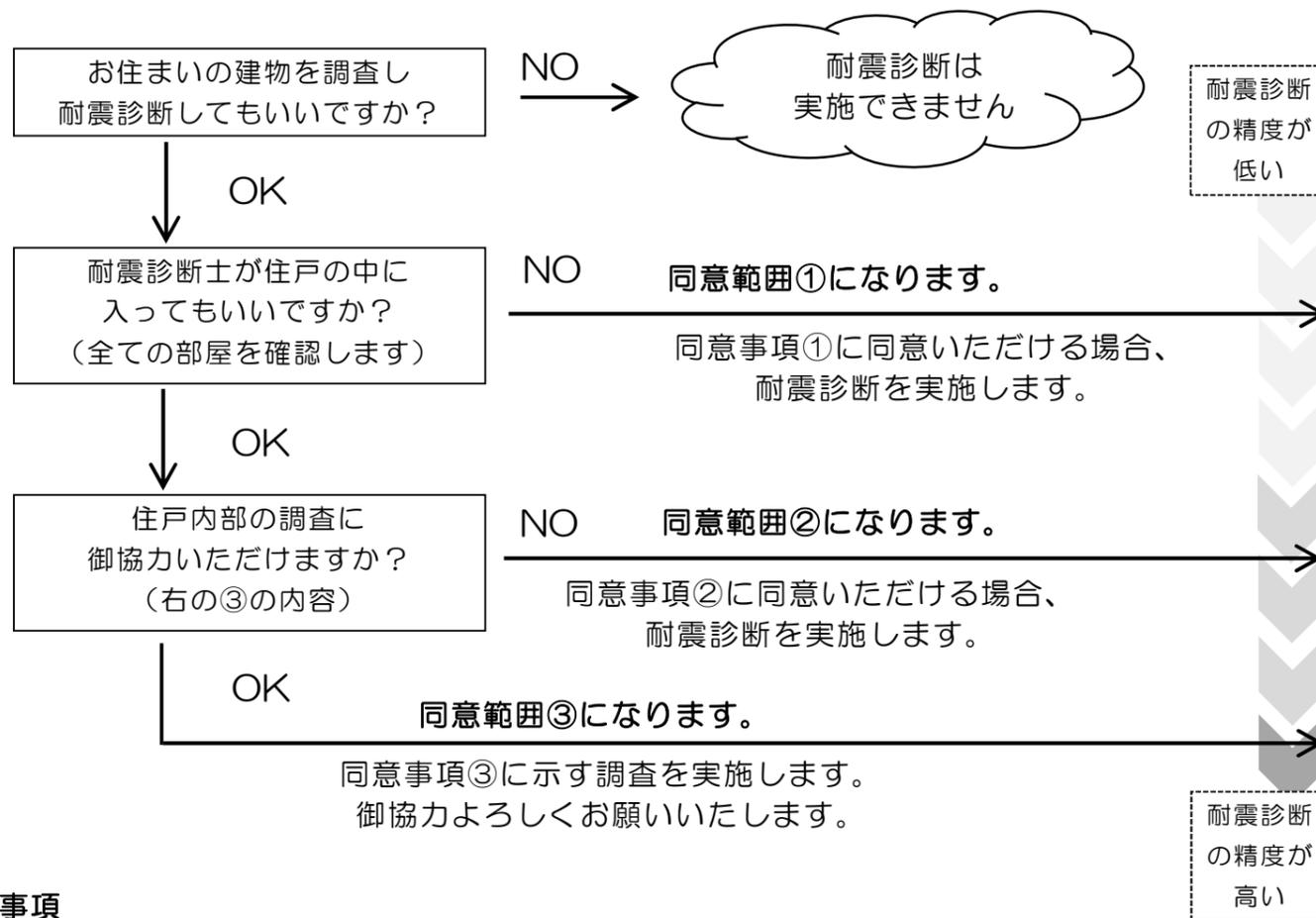
木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業は、市が派遣する耐震診断士が現地で建物を調査し、大地震が発生した場合に、倒壊するおそれがあるかどうかを総合的に判断し、耐震改修の必要性を判定するものです。

長屋又は共同住宅の場合、地震に対して建物全体での判断を行うため、住戸ごとではなく、全ての住戸について調査が必要です。

御自宅の現状の耐震性能を知るために、御協力をお願いいたします。

○ 現地調査は、居住者の方に同意していただける範囲で実施します。

以下のフローチャートを参考に、同意していただける範囲を教えてください。



注意事項

- 結果報告書のお渡し及び内容の説明は、原則、申請者に対し、派遣された木造住宅耐震診断士等が行います。結果報告書の内容の説明の際に同席したい等の希望がある場合は、事前に申請者と協議してください。
- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの参考としていただくためのものであり、その他の目的には一切利用しません。

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日	
木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、居住者の同意範囲に基づく現地調査が実施され、その同意範囲によっては、仮定に基づく診断となることについて同意します。			
(耐震診断の申込者) 氏名			
派遣事業の 申込区分	<input type="checkbox"/> 診断事業	<input type="checkbox"/> 基本計画作成事業	
対象建築物の 所在地	〒 ー ー ー ー ー ー ー ー 京都市 区		
木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、注意事項を確認のうえ、次の事項について同意します。			
(申込者以外の居住者) 住所 〒 ー ー ー ー ー ー ー ー ふりがな 氏名 (電話番号 ー ー ー ー ー ー ー ー)		同意範囲 (いずれかに☑)	
		<input type="checkbox"/> ①	
		<input type="checkbox"/> ②	
		<input type="checkbox"/> ③	
①	同意事項 (外部のみ調査します) <input type="checkbox"/> 診断士が敷地内に立入り、建物外部の調査(写真撮影含む)を実施すること <input type="checkbox"/> 調査を実施した住戸と同一であると仮定して診断を実施すること <input type="checkbox"/> 後に建物内部を調査した上での診断を希望しても、その際には派遣事業が利用できないこと。(同一の建築物に対し、本派遣事業を複数回利用することはできません。) ※ 竣工図が保管されていた場合は、竣工図に基づき診断を行います。		
②	同意事項 (外部の調査及び間取りの確認を行います。) <input type="checkbox"/> 診断士が住戸内の全ての部屋に立入ること(立入り可能な時間帯が限られる場合は、写真を撮らせていただくことがあります。) <input type="checkbox"/> ①の同意事項 ※ 調査を実施した住戸と壁配置等が同一である場合は、耐震診断の信頼性が高くなります。		
③	同意事項 (詳しい調査を行います。) <input type="checkbox"/> 診断士が住戸内の全ての部屋に立入ること <input type="checkbox"/> 耐震診断に必要な範囲で、診断士が建物外部や住戸内の写真を撮影すること <input type="checkbox"/> 壁や柱等の部材について、診断士が計測等の調査を実施すること <input type="checkbox"/> 可能な範囲で、診断士が天井裏や床下の確認をすること <input type="checkbox"/> 改修履歴等の聞き取り調査に協力すること		

注) 次の区分に応じて、関係者全員(世帯単位)の同意が必要です。関係者が複数存在する場合は、同意書に必要な枚数だけ複写して使用してください。
 (対象建築物の所有者(非居住)が別にいる場合).....所有者用(第13-1号様式)
 (対象建築物に申請者以外が居住する部分がある場合).....居住者用(本様式)

建物の内部を調査できる住戸(同意範囲③)がない場合は耐震診断を実施できません!

受付番号 ー

申請者

様

木造住宅耐震診断結果報告書

調査日 年 月 日

所在地 京都市 区

調査した木造住宅耐震診断士
氏 名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所

所在地

名 称

代表者名

電話番号

は じ め に

この報告書は、木造住宅耐震診断士が、京都市木造住宅耐震診断事務マニュアルに基づき耐震診断を行った結果をまとめたものです。

目視できる範囲で現場調査を行いましたので、内部構造など、目視できない部分については、一定の仮定の下で耐震診断を行っております。

この報告書の内容については、木造住宅耐震診断士が説明いたします。総合評価に注意事項が記されている場合や上部構造（建物）の総合評点が1.0未満である場合、総合評点が1.0以上でも部分的な経年劣化等が認められる場合には、総合所見や補強計画案^{*}を参考に、耐震改修や建替え等の対策を行うことをお勧めします。

※ 補強計画案はあくまでも参考です。耐震改修を行う場合は別途、実施設計が必要となります。

耐震改修工事を検討される場合

「京安心すまいセンター（電話744-1631）」では、皆様が耐震改修計画作成、耐震改修工事を行おうとするときに相談できる実務者名簿の公表等、耐震化に関する支援を実施しています。是非御利用ください。

すまいの耐震無料相談会のご案内

京都市では、耐震に関するお悩みを無料で建築の専門家（建築士等）に相談できる相談会を実施しています。診断結果や補強計画案について、調査を実施した診断士以外の専門家の意見を聞きたい場合にも利用できます。開催日時等の詳細は「京安心すまいセンター（電話744-1631）」までお問い合わせください。

木造住宅耐震診断結果報告書の利用に関する注意事項

この報告書は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえで参考としていただくためのものです。報告書及び添付される書類について、他の目的には一切利用しないでください。

(診断結果について)

- ・ 診断事業は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、木造住宅耐震診断士が、現状の耐震性能を判断するものです。調査で把握できなかった様々な要素については、木造住宅耐震診断士において仮定したうえで診断を行っています。
- ・ 実際に耐震改修工事の検討を行うに当たっては、そうした仮定条件について改めて詳細な調査が必要となります。

(補強計画案及び概算見積りにについて)

- ・ 補強計画案は、将来の耐震改修の参考となるよう、耐震診断で得られた範囲の情報を基に、木造住宅耐震診断士が、耐震改修の基本的な計画の案をお示しするものです。(申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安とするためのものであり、別途実施設計が必要です。)
- ・ 概算見積りは、過去の耐震改修の平均工事費用を参考にした、耐震改修工事に必要となる費用の見積りであり、それ以外の費用は含みません。実際に耐震改修工事を実施される場合、別途、詳細な設計や見積りを行う必要があります。

※ 詳細な設計や見積りにについては、派遣事業の対象ではありません。木造住宅耐震診断士又は他の建築士と別途、契約を結んでください。

- ・ なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから大きく乖離することもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。耐震改修工事の範囲を超える部分の計画を希望する場合は、木造住宅耐震診断士と協議のうえ、別途、設計契約を結んでください。

- ・ 個別に木造住宅耐震診断士と結ぶ契約について、京都市は一切関与しませんので、予め御了承ください。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 (電話 222-3613)

<目次>

○「一般診断法」による耐震診断結果報告書

- | | | |
|---|------------|------|
| 1 | 建物概要 | P. 1 |
| 2 | 総合評価（診断結果） | P. 2 |
| 3 | 総合所見 | P. 3 |

○「一般診断法」による耐震診断計算書

○ 補強計画案及び概算見積り

「一般診断法」による耐震診断結果報告書

(〇〇〇〇年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法)
(耐震診断プログラム：)

1 建物概要 (※[]内については該当するものに○印。)

(1)所有者 :

(2)所在地 :

(3)竣工年 : 年

(4)構造規模 : 一戸建ての住宅 長屋 (戸) 共同住宅 (戸) 階建て

(5)利用形態 : 専用住宅 兼用住宅(住宅以外の用途：)

(6)延べ面積 : m²

(7)建物仕様 : 屋根仕様 _____ 壁仕様 _____
[軽い建物・重い建物・非常に重い建物]

(8)地域係数 Z : 1.0

(9)軟弱地盤割増 : [1.5・1.0]

(10)形状割増係数 : 階 短辺の長さ m [1.13(4.0m未満の場合)・1.0(4.0m以上の場合)]

(11)積雪割増 :

(12)基礎形式 : Ⅰ(健全な鉄筋コンクリートの布基礎又はべた基礎)
Ⅱ(ひび割れのある鉄筋コンクリートの布基礎又はべた基礎、無筋コンクリートの布基礎、柱脚に足固めを設け鉄筋コンクリート底盤に柱脚または足固め等を緊結した玉石基礎、軽微なひび割れのある無筋コンクリート造の基礎)
Ⅲ(玉石、石積、ブロック基礎、ひび割れのある無筋コンクリート造の基礎)

(13)床仕様 : Ⅰ(合板) Ⅱ(火打ち+荒板) Ⅲ(火打ちなし)]

2 総合評価（診断結果）

【地盤】

地盤	対策	記入欄(○印)	注意事項
良い・普通			
やや悪い			
非常に悪い (埋立地、盛土、軟弱地盤)	表層の地盤改良を行っている		
	杭基礎である		
	特別な対策を行っていない		

【地形】

地形	対策	記入欄(○印)	注意事項
平坦・普通			
がけ地・急斜面	コンクリート擁壁		
	石積み		
	特別な対策を行っていない		

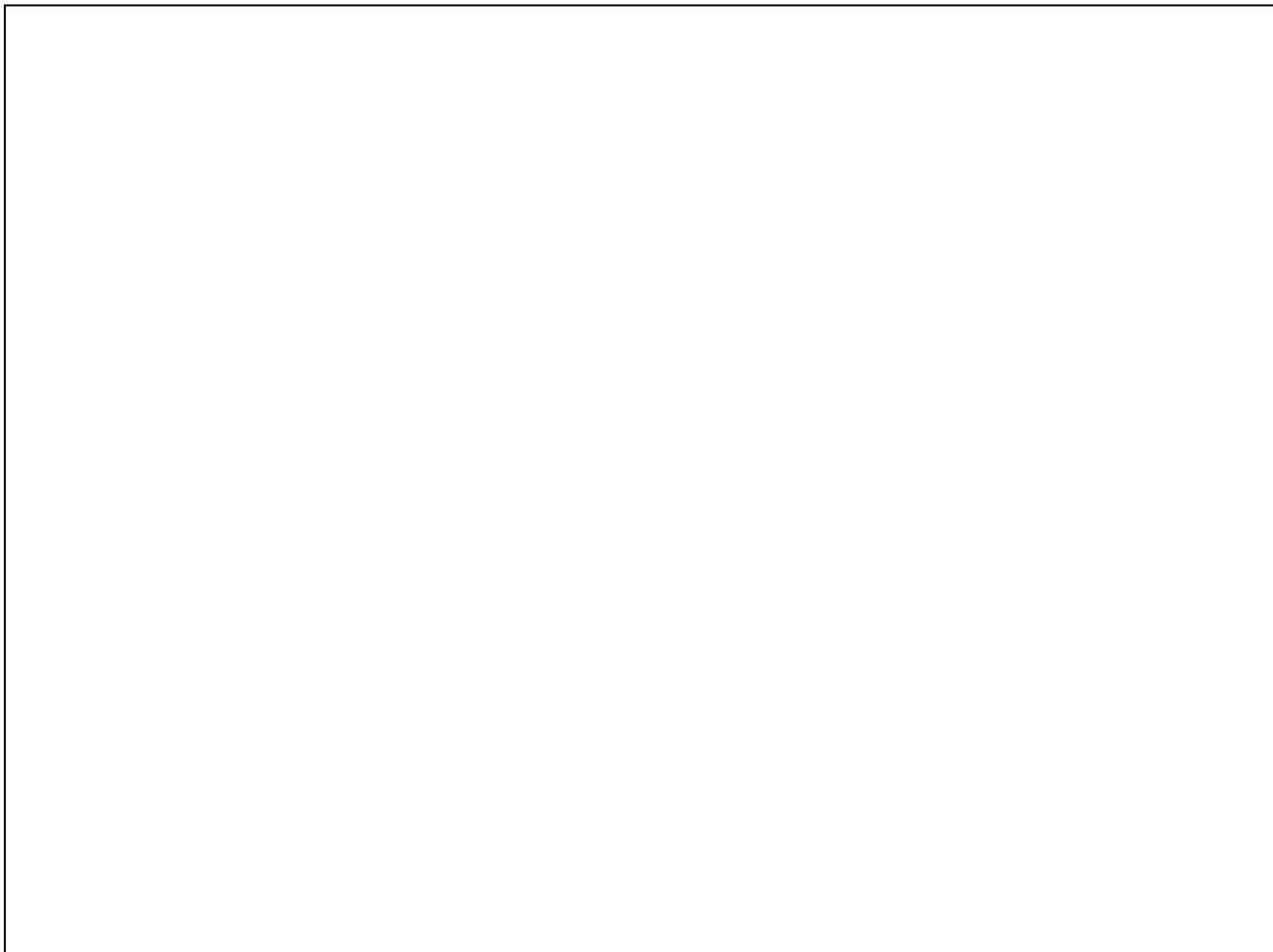
【基礎】

地盤	対策	記入欄(○印)	注意事項
鉄筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
無筋コンクリート基礎	健全		
	軽微なひび割れが生じている		
	ひび割れが生じている		
玉石基礎	足固めあり		
	足固めなし		
その他(ブロック基礎等)			

【上部構造(建物)】

上部構造評点のうち 最小の値	総合評点	判定	記入欄(○印)
	1.5以上	倒壊しない	
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	
	0.7未満	倒壊する可能性が高い	

3 総合所見



◆京都市では、耐震診断の内容に関する説明や、耐震改修事例の紹介など、耐震化に関する相談全般を京安心すまいセンター（電話 744-1631）にてお受けいたします。是非御相談ください。

補強計画案

(構造評点 1.0 以上 0.7 以上 1.0 未満)

1 対象建築物の概要

構造・規模	木造 地上 () 階建て
延べ面積	m ² (うち住宅部分 m ²)
建築年	(<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和) 年
現況の耐震診断結果	
耐震改修後の耐震診断結果	

2 補強計画の考え方 (※ 補強計画案の要点、方針を簡潔に記入してください。)

--

3 補強計画の概要

改修箇所	改修概要



受付番号 _____

申請者

_____ 様

京町家現地調査結果報告書

調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地 _____ 京都市 _____ 区

[現地調査診断士]

氏 名

耐震診断士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

[構造診断士]

氏 名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

<目次>

- (1) 耐震診断のための現地調査チェックリスト
- (2) 建物図面（縮尺 1/100 又は 1/200 程度）
 - ア 各階平面図（大黒柱、各通り名、室名記入）
 - イ 各通り軸組図（間口方向、奥行方向別）
- (3) 耐震要素配置図
 - ア 各階耐震要素配置図
 - イ 各通り耐震要素軸組図（間口方向、奥行方向別）
- (4) 調査状況写真（撮影位置記入）

耐震診断のための現地調査チェックリスト

一般事項	建築主/建物名称			建築年				
	所在地			用途				
	建て方	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 長屋建て (戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸)						
	構造	<input type="checkbox"/> 木造軸組構法 <input type="checkbox"/> 混合構造 (RC+W・S+W) <input type="checkbox"/> その他 ()						
	確認申請書の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
	増改築・改修の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
	構造階高	1階	m、	2階	m、	3階	- m、	地下
基礎・地盤	地盤調査	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 近隣のデータあり						
	不同沈下	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
	近隣の地盤状況							
	基礎	<input type="checkbox"/> 布基礎 (鉄筋コンクリート造 ・ 無筋コンクリート造)		<input type="checkbox"/> べた基礎				
		<input type="checkbox"/> 玉石礎石・その他 [内容 :]						
基礎の状態	<input type="checkbox"/> コンクリート基礎の場合		ひび割れ :					
	<input type="checkbox"/> 礎石その他の場合		平坦度・平滑度・滑り幅 :					
柱・梁	柱部材の傷み、傾斜	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
	梁部材の傷み、撓み	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
	土台の損傷	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
	樹種	柱		梁		土台		
	柱寸法	mm ×	mm	~	mm ×	mm		
	梁寸法	mm ×	mm	~	mm ×	mm		
	柱の接合方法	<input type="checkbox"/> 短ほぞ <input type="checkbox"/> 長ほぞ <input type="checkbox"/> 肘木 <input type="checkbox"/> 斗拱 (参考)						
	梁の接合方法	<input type="checkbox"/> 短ほぞ <input type="checkbox"/> 長ほぞ <input type="checkbox"/> 貫 (参考)						
	接合部の金物	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 平12建告1460号相当 (内容 :)						
	接合部の状態	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 部分的に不良 <input type="checkbox"/> 不良 (内容 :)						
楔・込み栓の緩み	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)							
土台と基礎の接合	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)							
柱の引抜き防止	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> あり (内容 :)							
土台がない場合 (礎石)	柱脚部	つなぎ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容 :)					
壁	構造壁の種類	<input type="checkbox"/> 筋かい <input type="checkbox"/> 土壁 <input type="checkbox"/> 板壁 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	構造壁の仕様 (厚みなど)	mm						
	小壁の高さ	mm	~	mm				
	腰壁の高さ	mm	~	mm				
	外壁の仕上げ							
	内壁の仕上げ							
	小壁・土壁の損傷	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容 :)						
小壁・土壁の天井裏状況								
床	火打ちの有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
	床板の接合状況	1階 (良・不良)		2階 (良・不良)		3階 (良・不良)		
	吹き抜けの有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
屋根	屋根仕様	<input type="checkbox"/> 棧瓦 (-文字) <input type="checkbox"/> 本瓦 <input type="checkbox"/> 軽量屋根葺材 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	葺き土	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		雨漏り跡	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
	屋根面の剛性	野地板の接合状況		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良				
		垂木の接合状況		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良				
屋根勾配・軒の出	屋根勾配		軒の出		mm			
隣接家屋との離間	間口方向		奥行方向					

建物の現況が分かる図版および調査メモ

--	--	--	--	--	--

確認事項	<input type="checkbox"/>	主要箇所の写真撮影	<input type="checkbox"/>	雨漏り、水漏れ	<input type="checkbox"/>	特殊な荷重
	<input type="checkbox"/>	壁の位置	<input type="checkbox"/>	天井の仕上げ	<input type="checkbox"/>	小壁、腰壁の位置
	<input type="checkbox"/>	欄間付き小壁の位置	<input type="checkbox"/>	小屋組内の積載荷重	<input type="checkbox"/>	梁下部の天井ふところ余裕
	<input type="checkbox"/>	壁補強が可能な場所	<input type="checkbox"/>	床下のふところ余裕	<input type="checkbox"/>	その他 ()
	補強方法					

留意事項	
------	--



受付番号 _____

申請者

_____ 様

京町家耐震診断結果報告書

＜限界耐力計算による＞

調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地 京都市 _____ 区

[構造診断士]

氏 名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

はじめに

この報告書は、京町家耐震診断士が、一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部発行の「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第3版）」に基づき耐震診断を行った結果をまとめたものです。

現地調査

目視できる範囲で現場調査を行いましたので、内部構造など、目視できない部分については、一定の仮定の下で耐震診断を行っております。

耐震診断結果

「①劣化状況」、「②計算の前提条件」、「③建物の耐震性能」という3項目について評価しています。③建物の耐震性能は、①劣化状況がなく、②計算の前提条件を満足しているという仮定の下に、震度6強の地震に対する安全性について計算していますので、まずは①、②の項目について指摘がある場合、総合所見（P. 2参照）を参考にその対策を行うことが必要です。さらに、③建物の耐震性能が危険ゾーン（最大変形角1/15以上）、又は条件付安全ゾーン（最大変形角1/30以上～1/15未満）で条件を満たしていない場合は、総合所見を参考に耐力壁の増設など耐震性能を向上させる対策が必要です。耐震診断士等の専門家に御相談のうえ、耐震改修計画の作成（自己負担2万円）等を御検討ください。

耐震改修工事を検討される場合

「京安心すまいセンター（電話744-1631）」では、皆様が耐震改修計画作成、耐震改修工事を行おうとするときに相談できる実務者名簿の公表等、耐震化に関する支援を実施しています。是非御利用ください。

すまいの耐震無料相談会のご案内

京都市では、耐震に関するお悩みを無料で建築の専門家（建築士等）に相談できる相談会を実施しています。診断結果について、調査を実施した診断士以外の専門家の意見を聞きたい場合にも利用できます。開催日時等の詳細は「京安心すまいセンター（電話744-1631）」までお問い合わせください。

京町家耐震診断結果報告書の利用に関する注意事項

この報告書は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえで参考としていただくためのものです。報告書及び添付される書類について、他の目的には一切利用しないでください。

（診断結果について）

- ・ 診断事業は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、京町家耐震診断士が、現状の耐震性能を判断するものです。調査で把握できなかった様々な要素については、京町家耐震診断士において仮定したうえで診断を行っています。
- ・ 実際に耐震改修工事の検討を行うに当たっては、そうした仮定条件について改めて詳細な調査が必要となります。

（基本計画作成事業について）

- ・ 基本計画作成事業は、将来の耐震改修の参考となるよう、耐震診断で得られた範囲の情報を基に、京町家耐震診断士が、耐震改修の基本的な計画の案をお示しするものです。
- ・ 作成される基本計画は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安とするためのものであり、基本計画でお示しする工事費の概算見積りは、耐震改修工事に必要となる費用のみを計上した見積りです。このため、実際に耐震改修工事を実施される場合、別途、詳細な設計や見積りを行う必要があります。

※ 詳細な設計や見積りについては、派遣事業の対象ではありません。京町家耐震診断士又は他の建築士と別途、契約を結んでください。

- ・ なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから変更されることもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。耐震改修工事の範囲を超える部分の計画を希望する場合は、京町家耐震診断士と協議のうえ、別途、設計契約を結んでください。

- ・ 個別に京町家耐震診断士と結ぶ契約について、京都市は一切関与しませんので、予め御了承ください。

建物名称		所在地			
建物階数		建築年		構造	伝統的 木造軸組工法
建て方	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 長屋建て (戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸)	延床面積 ※吹抜け含む	1階: 0.00 m ²	構造階高	1F: 0.00 m
			2階: 0.00 m ²		2F: 0.00 m
用途			計 0.00 m ²	建物重量	0.00 kN/m ²
略伏図 (1階, 2階平面図を縮小添付)					
間口方向 (応答計算シートを縮小添付)			ごくまれに起こる地震		
				現況	補強後
			耐力係数 C _B		
			減衰定数 h		
			1/30rad以下		
			1/30~1/15rad		
			1/15rad以上		
			主な耐震要素	2F	
1F					
奥行方向 (応答計算シートを縮小添付)			ごくまれに起こる地震		
				現況	補強後
			耐力係数 C _B		
			減衰定数 h		
			1/30rad以下		
			1/30~1/15rad		
			1/15rad以上		
			主な耐震要素	2F	
1F					
耐震診断に関する特記事項					
基礎・地盤 床組・横架材 軸組の耐力 その他					

総合所見

① 劣化状況



② 計算の前提条件

※今回、耐震診断を行ううえで、建物が健全であるという前提のもと計算を行っています。



①の劣化を修繕し、②の前提条件を満足していると仮定した場合

③ 建物の耐震性能（震度6強の大地震に対して）

建物の最大変形角	判定 ^{※1}	大地震時の倒壊安全性	
1/30未満	安全ゾーン		倒壊はまぬがれる
1/30以上～1/15未満	条件付き安全ゾーン ^{※2}		倒壊はまぬがれる
			倒壊のおそれがある
1/15以上	危険ゾーン		倒壊のおそれがある

※1：p.4 図 耐震性能の判定基準参照。

※2：1/30以上で破壊する変形能力の小さい耐震要素（筋かいや構造用合板など）は1階の耐力算定から除外する。変形能力の大きい土壁や貫が主な耐震要素である伝統的軸組構法は、一定の条件（ねじれ、小壁付き柱の耐力が安全など）を満たしていれば、1/30を超えても1/15以内で「倒壊はまぬがれる」と判断できる。

木造軸組構法建物の限界耐力計算チェックリスト (1)

項目		チェック内容						
1. 概要	建物概要	一般事項	建物名称					
			建築主					
			設計者 (建築)					
			設計者 (構造)					
			建て方	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 長屋建て (戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸)				
			建築用途					
			建築場所					
			工事種別	<input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 改築 (または改修) <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築				
			建築時期	(旧)		(新または改)		
			建築規模	建築面積	m ²			
	延床面積	m ² ※吹抜け含む。						
	規模	地下		階、地上	階			
	高さ	軒高		m、最高高さ	m			
	構造階高	1階		m、2階	m			
	構造概要	地盤・基礎	基礎形式	<input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 独立基礎 <input type="checkbox"/> 礎石				
			地業形式	<input type="checkbox"/> 杭地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業				
			設計用地耐力	kN/m ²				
			地盤調査	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (方法)				
		主要構造部	小屋組形式	(屋根下地)				
			構造材料	(柱)		(梁)		(壁)
接合部								
柱脚部								
柱部材の大きさ								
梁部材の大きさ								
仕上げ材の仕様	床組形式	(床下地)						
	屋根							
	外壁							
	内壁							
2. 荷重	地震用重量	建物全体	1階	KN	2階	KN	延床	KN/m ²
		階	(床用)		(架構用)		(地震用)	
	積載荷重	2	1800N/m ²	1300N/m ²	600N/m ²			
		1	1800N/m ²	1300N/m ²	600N/m ²			
	積雪荷重	多雪区域の指定	なし					
		最深積雪量	30	cm				
		単位積雪重量	20	N/m ² /cm				
風圧力	建築基準法施行令第87条及び平12建告第1454号							
	P=Cf・q・A q=0.6EVo ²							

木造軸組構法建物の限界耐力計算チェックリスト(2)

項目		チェック内容									
3. 復元力特性 改修の場合は 改修後を記入	耐震要素	(要素)	(有/無)	(仕様)							
		柱の傾斜復元力									
		貫・差鴨居									
		土壁									
		合板その他の壁									
		小壁									
		方杖その他									
		制震装置									
		仕口補強材									
		剛接フレーム									
		他()									
		復元力 特性の 集計	層間変形角		第1折点		第2折点		1/40	1/30	1/20
			1/200	1/120	1/90	1/60					
2階	方向 (kN)										
	方向 (kN)										
1階	方向 (kN)										
	方向 (kN)										
4. 地震力	加速度応答 スペクトル	施行令第82条の5		(地域係数) $Z=1.0$		(地盤種別)					
				表層地盤による増幅率		$G_s=$		(根拠) J-SHIS			
5. 平屋条件	判定 (平屋の場合は不要)	判定に使用する 条件式	<input type="checkbox"/> $Q_2/m_2g > 0.5$ かつ $Q_2/Q_1 > 0.6$ <input type="checkbox"/> $Q_2/Q_1 > 1.0$								
		(方向)	階	耐力 Q_1 (KN)	重量 m_1g (KN)	Q_2/m_2g	Q_2/Q_1	判定			
		間口方向	2						<input type="checkbox"/> OK		
			1						<input type="checkbox"/> NG		
		奥行方向	2						<input type="checkbox"/> OK		
			1						<input type="checkbox"/> NG		
6. 耐震性能の目標値	要求性能 応答変形角の制限値 (rad)	間口方向	(安全限界) 1/30rad ※ただし、1/30を超えても1/15以下であれば、条件(ねじれ、小壁付柱の耐力が安全等)を満たしていれば安全とみなせる。								
		奥行方向	(安全限界) 1/30rad ※ただし、1/30を超えても1/15以下であれば、条件(ねじれ、小壁付柱の耐力が安全等)を満たしていれば安全とみなせる。								

木造軸組構法建物の限界耐力計算チェックリスト (3)

項目		チェック内容		
7. 簡易計算	方向	項目	(極めて稀に発生する地震)	
	方向	耐力係数 C_B		
		等価粘性減衰定数 h		
		応答変形角 (rad)	<input type="checkbox"/> 1/30rad以下 (安全ゾーン) <input type="checkbox"/> 1/30~1/15rad (条件付き安全ゾーン) <input type="checkbox"/> 1/15rad以上 (危険ゾーン)	
	方向	耐力係数 C_B		
		等価粘性減衰定数 h		
		応答変形角 (rad)	<input type="checkbox"/> 1/30rad以下 (安全ゾーン) <input type="checkbox"/> 1/30~1/15rad (条件付き安全ゾーン) <input type="checkbox"/> 1/15rad以上 (危険ゾーン)	
	8. 設計条件	経年変化	有 無	(有りの場合、考慮の方法)
		小屋組	剛体の 可 否	(否の場合、剛性考慮の方法)
		床組	剛床の 可 否	(否の場合、剛性考慮の方法)
偏心		有 無	(有りの場合、偏心考慮の方法)	
所見 (耐震性能の判定 耐震補強方針等)				

< 間口方向 >

【注意】 ※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数CBや減衰乗数hを算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力CB及び減衰定数hを1/15での再計算は省略可能とする。
 ※ 上記による計算結果の応答値が1/15を超える場合は、p. 7-2（1/15での計算）を行う。

● 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{mg \text{ (1階が支える建物の全重量)}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{\#DIV/0!}$$

\uparrow
W1+W2

● 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{\delta \text{ (1/30rad時の1階の変位)}} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{} / \boxed{30}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ kN/m}$$

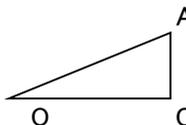
● 等価周期 T_e (1階の変形角が1/30rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m \text{ (全体の質量)}}{K_e \text{ (1/30rad時の1階の等価剛性)}}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{0}}{\boxed{\#DIV/0!}}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ 秒}$$

● 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

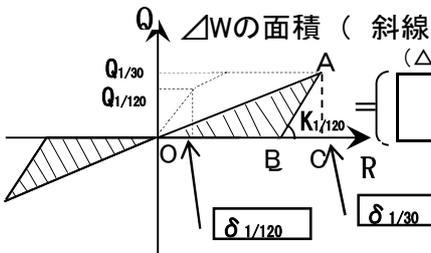
Wの面積 = $\triangle OAC$ の面積



$$= \frac{\text{(底辺)} \times \text{(高さ)}}{2} = \frac{\boxed{0} \times \boxed{0}}{2} = \boxed{0}$$

($\triangle BAC$ の底辺) = δ (1/120rad時) $\times \frac{Q_2 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{Q_2 \text{ (1階の1/120rad時の耐力)}}$

$$= \frac{\boxed{0}}{120} \times \frac{\boxed{0}}{\boxed{}} = \boxed{\#DIV/0!}$$



$\triangle W$ の面積 (斜線部分)

$$= \left(\frac{\text{(}\triangle OAC\text{の面積)}}{120} - \frac{\text{(}\triangle BAC\text{の底辺)}}{\text{(}\triangle BAC\text{の高さ)}} \times \frac{\text{(}\triangle BAC\text{の高さ)}}{2} \right) \times 2 = \boxed{\#DIV/0!}$$

よって,

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{\#DIV/0!}}{\boxed{0}} + 0.05 = \boxed{\#DIV/0!}$$

< 間口方向 >

【注意】 ※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数CBや減衰乗数hを算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力CB及び減衰定数hを1/15での再計算は省略可能とする。
 ※ 上記による計算結果の応答値が1/15を超える場合は、p. 7-2（1/15での計算）を行う。

● 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{mg \text{ (1階が支える建物の全重量)}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{\#DIV/0!}$$

\uparrow
W1+W2

● 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{\delta \text{ (1/15rad時の1階の変位)}} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{} / \boxed{15}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ kN/m}$$

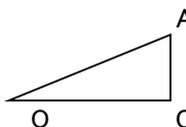
● 等価周期 T_e (1階の変形角が1/15rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m \text{ (全体の質量)}}{K_e \text{ (1/15rad時の1階の等価剛性)}}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{0}}{\boxed{\#DIV/0!}}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ 秒}$$

● 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

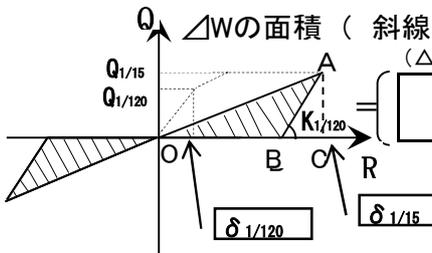
Wの面積 = $\triangle OAC$ の面積



$$= \frac{\text{(底辺)} \times \text{(高さ)}}{2} = \frac{\boxed{0} \times \boxed{0}}{2} = \boxed{0}$$

($\triangle BAC$ の底辺) = δ (1/120rad時) $\times \frac{Q_2 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{Q_2 \text{ (1階の1/120rad時の耐力)}}$

$$= \frac{\boxed{0}}{120} \times \frac{\boxed{0}}{\boxed{}} = \boxed{\#DIV/0!}$$



$\triangle W$ の面積 (斜線部分) = $\left(\frac{\text{(}\triangle OAC\text{の面積)}}{\text{(}\triangle BAC\text{の底辺)}} - \frac{\text{(}\triangle BAC\text{の底辺)}}{\text{(}\triangle BAC\text{の高さ)}} \right) \times 2 = \boxed{\#DIV/0!}$

よって,

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{\#DIV/0!}}{\boxed{0}} + 0.05 = \boxed{\#DIV/0!}$$

< 間口方向 > 通し柱が1/15に至る前に折損する場合の追加検討

【注意】

※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数CBや減衰乗数hを算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力CB及び減衰定数hを1/15での再計算は省略可能とする。
 ※ 上記による計算結果の応答値が1/15を超える場合は、p. 7-2（1/15での計算）を行う。

- 安全限界変形角(1/15)を通し柱の安全限界変形角に変更して検討する。

通し柱の安全限界変形角 1 / 15

- 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{\frac{mg \text{ (1階が支える建物の全重量)}}{W_1 + W_2}} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{0}} = \#DIV/0!$$

- 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{\delta \text{ (1/15rad時の1階の変位)}} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{0} / \boxed{15}} = \#DIV/0! \text{ kN/m}$$

- 等価周期 T_e (1階の変形角が1/15rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m \text{ (全体の質量)}}{K_e \text{ (1/15rad時の1階の等価剛性)}}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{0}}{\#DIV/0!}} = \#DIV/0! \text{ 秒}$$

- 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

Wの面積 = $\triangle OAC$ の面積

$$= \boxed{0} \times \boxed{0} / 2 = \boxed{0}$$

$$(\triangle BAC \text{の底辺}) = \delta \text{ (1/120rad時)} \times \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{Q_2 \text{ (1階の1/120rad時の耐力)}}$$

$$= \frac{\boxed{0}}{120} \times \frac{\boxed{0}}{\boxed{0}} = \#DIV/0!$$

$$\triangle W \text{の面積 (斜線部分)} = \left(\boxed{0} - \#DIV/0! \times \boxed{0} / 2 \right) \times 2 = \#DIV/0!$$

よって、

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\#DIV/0!}{\boxed{0}} + 0.05 = \#DIV/0!$$

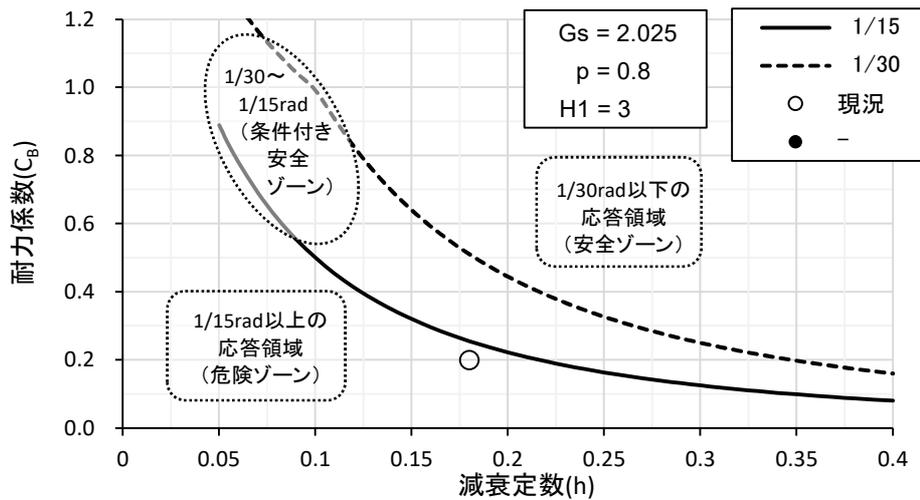
< 間口方向 応答計算シート >

耐震診断

基本計画作成

条件付き安全ゾーンにおける安全限界変形角 1 / 15

- Gs : 2.025 ... 表層地盤の増幅係数 (地盤種別による値)
- p : 0.8 ... 調整係数 (平屋条件を満たす場合は0.8)
- H1 : 3.00 m ... 1階の構造階高
- CB : 0.200 ... 耐力係数 (p.7又はp.7-2の計算結果)
- h : 0.180 ... 減衰定数 (p.7又はp.7-2の計算結果)



● 構造評点 (参考値)

【注意】 ※ この構造評点は、「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業で利用することを目的とした参考値です。
 ※ 他の目的では利用できませんのでご注意ください。

構造評点1.0相当とみなすときの応答変形角

- 条件付き安全ゾーンで求められる条件を満たす 1 / 15
- 小壁付き柱の検討 ねじれの検討 その他()
- 条件付き安全ゾーンで求められる条件を満たさない 1 / 30

構造評点1.0相当とみなす応答変形角となる耐力係数(CB)

※ 減衰定数(h)は、上記の減衰定数から変わらないと仮定します。(実際には、耐力係数が変わると減衰定数も変わります。)

$Te < 0.64$ $CB = \frac{8 \cdot (1.5 / (1+10h)) \cdot Gs \cdot p}{g} = \frac{8 \cdot (1.5 / (1+10 \cdot \text{0.18})) \cdot \text{1.62}}{9.8}$

= 0.708

$Te \geq 0.64$ $CB = \frac{(1.5 / (1+10h))^2 \cdot (5.12 \cdot Gs \cdot p)^2}{R \cdot H \cdot 4\pi^2 \cdot g} = \frac{(1.5 / (1+10 \cdot \text{0.18}))^2 \cdot (5.12 \cdot \text{1.62})^2}{1 / \text{15} \cdot \text{3.00} \cdot 4\pi^2 \cdot 9.8}$

= 0.255

構造評点 = $\frac{p.7 \text{ 又は } p.7-2 \text{ の計算結果による } CB}{\text{構造評点 } 1.0 \text{ とみなすときの } CB} = \frac{\text{0.200}}{\text{0.255}} = \text{0.784}$

< 奥行方向 >

【注意】 ※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数CBや減衰乗数hを算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力CB及び減衰定数hを1/15での再計算は省略可能とする。
 ※ 上記による計算結果の応答値が1/15を超える場合は、p.9-2（1/15での計算）を行う。

● 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q1(1階の1/30rad時の耐力)}{mg(1階が支える建物の全重量)} = \frac{\boxed{}}{\boxed{0.00}} = \boxed{\#DIV/0!}$$

\uparrow
W1+W2

● 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q1(1階の1/30rad時の耐力)}{\delta(1/30rad時の1階の変位)} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{0} / \boxed{30}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ kN/m}$$

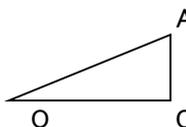
● 等価周期 T_e (1階の変形角が1/30rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m(全体の質量)}{K_e(1/30rad時の1階の等価剛性)}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{0}}{\boxed{\#DIV/0!}}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ 秒}$$

● 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

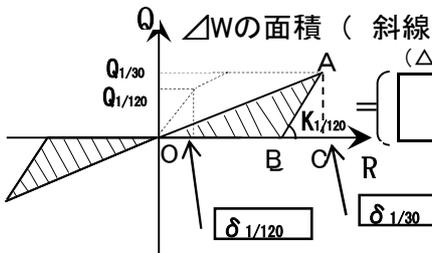
Wの面積 = $\triangle OAC$ の面積



$$= \frac{\text{(底辺)} \times \text{(高さ)}}{2} = \frac{\boxed{0} \times \boxed{0}}{2} = \boxed{0}$$

($\triangle BAC$ の底辺) = $\delta(1/120rad時)$ × $\frac{Q2(1階の1/30rad時の耐力)}{Q2(1階の1/120rad時の耐力)}$

$$= \frac{\boxed{0}}{120} \times \frac{\boxed{0}}{\boxed{}} = \boxed{\#DIV/0!}$$



$\triangle W$ の面積 (斜線部分) = $\left(\frac{\text{(OACの面積)} - \text{(OBCの面積)}}{2} \right) \times 2 = \boxed{\#DIV/0!}$

(OACの面積) = $\frac{\text{(OACの底辺)} \times \text{(OACの高さ)}}{2}$

よって,

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{\#DIV/0!}}{\boxed{0}} + 0.05 = \boxed{\#DIV/0!}$$

< 奥行方向 >

【注意】 ※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数CBや減衰乗数hを算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力CB及び減衰定数hを1/15での再計算は省略可能とする。
 ※ 上記による計算結果の応答値が1/15を超える場合は、p.9-2（1/15での計算）を行う。

● 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q1(1階の1/15rad時の耐力)}{mg(1階が支える建物の全重量)} = \frac{\boxed{}}{\boxed{0.00}} = \boxed{\#DIV/0!}$$

\uparrow
W1+W2

● 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q1(1階の1/15rad時の耐力)}{\delta(1/15rad時の1階の変位)} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{0} / \boxed{15}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ kN/m}$$

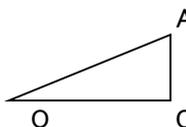
● 等価周期 T_e (1階の変形角が1/15rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m(全体の質量)}{K_e(1/15rad時の1階の等価剛性)}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{0}}{\boxed{\#DIV/0!}}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ 秒}$$

● 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

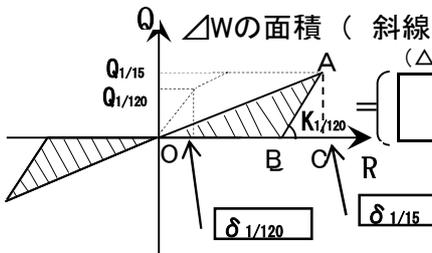
Wの面積 = $\triangle OAC$ の面積



$$= \frac{\text{(底辺)} \times \text{(高さ)}}{2} = \frac{\boxed{0} \times \boxed{0}}{2} = \boxed{0}$$

($\triangle BAC$ の底辺) = $\delta(1/120rad時)$ × $\frac{Q2(1階の1/15rad時の耐力)}{Q2(1階の1/120rad時の耐力)}$

$$= \frac{\boxed{0}}{120} \times \frac{\boxed{0}}{\boxed{}} = \boxed{\#DIV/0!}$$



$\triangle W$ の面積 (斜線部分) = $\left(\frac{\text{(OACの面積)} - \text{(OBCの面積)}}{2} \right) \times 2 = \boxed{\#DIV/0!}$

よって、

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{\#DIV/0!}}{\boxed{0}} + 0.05 = \boxed{\#DIV/0!}$$

< 奥行方向 > 通り柱が1/15に至る前に折損する場合の追加検討

【注意】

※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数CBや減衰乗数hを算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力CB及び減衰定数hを1/15での再計算は省略可能とする。
 ※ 上記による計算結果の応答値が1/15を超える場合は、p. 7-2（1/15での計算）を行う。

- 安全限界変形角(1/15)を通り柱の安全限界変形角に変更して検討する。

通り柱の安全限界変形角 1 / 15

- 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{\frac{mg \text{ (1階が支える建物の全重量)}}{W_1 + W_2}} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{0.00}} = \boxed{\#DIV/0!}$$

- 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{\delta \text{ (1/15rad時の1階の変位)}} = \frac{\boxed{0}}{\boxed{0} / \boxed{15}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ kN/m}$$

- 等価周期 T_e (1階の変形角が1/15rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m \text{ (全体の質量)}}{K_e \text{ (1/15rad時の1階の等価剛性)}}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{0}}{\boxed{\#DIV/0!}}} = \boxed{\#DIV/0!} \text{ 秒}$$

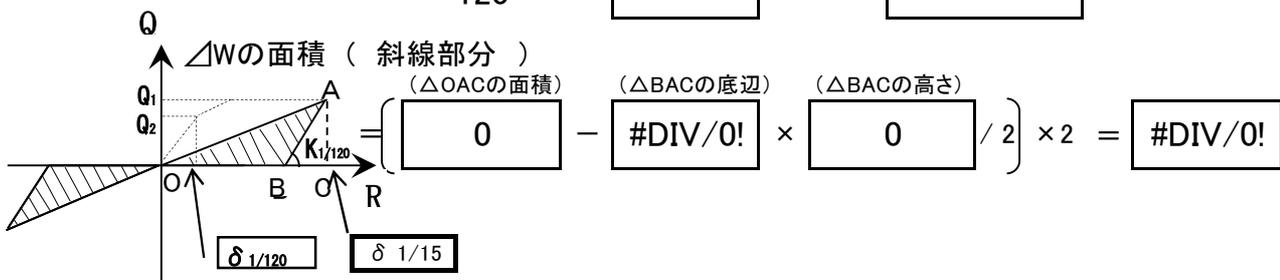
- 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

Wの面積 = $\triangle OAC$ の面積

$$\triangle OAC = \frac{(\text{底辺}) = \delta \cdot 1/15 \quad (\text{高さ}) = Q \cdot 1/15}{2} = \frac{\boxed{0} \times \boxed{0}}{2} = \boxed{0}$$

$$\begin{aligned} (\triangle BAC \text{の底辺}) &= \delta \text{ (1/120rad時)} \times \frac{Q_1 \text{ (1階の1/15rad時の耐力)}}{Q_2 \text{ (1階の1/120rad時の耐力)}} \\ &= \frac{\boxed{0}}{120} \times \frac{\boxed{0}}{\boxed{\#DIV/0!}} = \boxed{\#DIV/0!} \end{aligned}$$



よって、

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{\#DIV/0!}}{\boxed{0}} + 0.05 = \boxed{\#DIV/0!}$$

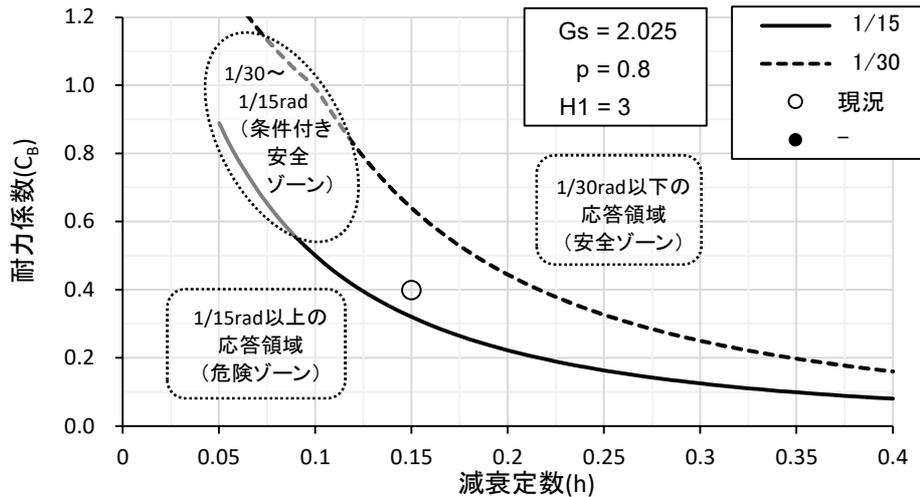
< 奥行方向 応答計算シート >

耐震診断

基本計画作成

条件付き安全ゾーンにおける安全限界変形角 1 / 15

- Gs : 2.025 ... 表層地盤の増幅係数 (地盤種別による値)
- p : 0.8 ... 調整係数 (平屋条件を満たす場合は0.8)
- H1 : 3 m ... 1階の構造階高
- CB : 0.400 ... 耐力係数 (p.9又はp.9-2の計算結果)
- h : 0.150 ... 減衰定数 (p.9又はp.9-2の計算結果)



● 構造評点(参考値)

【注意】

- ※ この構造評点は、「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業で利用することを目的とした参考値です。
- ※ 他の目的では利用できませんのでご注意ください。

構造評点1.0相当とみなすときの応答変形角

- 条件付き安全ゾーンで求められる条件を満たす 1 / 15
- 小壁付き柱の検討 ねじれの検討 その他()
- 条件付き安全ゾーンで求められる条件を満たさない 1 / 30

構造評点1.0相当とみなす応答変形角となる耐力係数(CB)

※ 減衰定数(h)は、上記の減衰定数から変わらないと仮定します。(実際には、耐力係数が変わると減衰定数も変わります。)

$Te < 0.64$ $CB = \frac{8 \cdot (1.5 / (1+10h)) \cdot Gs \cdot p}{g} = \frac{8 \cdot (1.5 / (1+10 \cdot \text{0.15})) \cdot \text{1.62}}{9.8}$

= 0.793

$Te \geq 0.64$ $CB = \frac{(1.5 / (1+10h))^2 \cdot (5.12 \cdot Gs \cdot p)^2}{R \cdot H \cdot 4\pi^2 \cdot g} = \frac{(1.5 / (1+10 \cdot \text{0.15}))^2 \cdot (5.12 \cdot \text{1.62})^2}{1 / \text{15} \cdot \text{3.00} \cdot 4\pi^2 \cdot 9.8}$

= 0.320

構造評点 = $\frac{\text{p.9又はp.9-2の計算結果によるCB}}{\text{構造評点1.0とみなすときのCB}} = \frac{\text{0.400}}{\text{0.320}} = \text{1.250}$

京都市木造住宅耐震診断士等派遣 結果報告書について

この度は、木造住宅耐震診断士等の派遣事業にお申し込みいただきありがとうございました。

お申込みいただいた下記の派遣事業の結果について、報告書をお渡します。

木造住宅耐震診断士等から報告書の内容についての説明を受け、同報告書を受け取られましたら、下の欄に記名、捺印いただき、木造住宅耐震診断士等にお渡しいただきますよう、お願いいたします。

申請時派遣事業の区分	<input type="checkbox"/> 診断事業のみ <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
意向の確認	<input type="checkbox"/> 引き続き、基本計画事業を利用する。(定額 2 万円) ※京町家等に限る。 <input type="checkbox"/> 診断事業のみで終了する。
報告した木造住宅耐震診断士等の区分、氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士 ()
	構造診断士 (K-)

----- 切り取り -----

第17号様式（第19条第2項、第30条第2項関係）

報告書受取証

受 取 日	年 月 日
報告書の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 京町家現地調査結果報告書及び京町家耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 耐震改修基本計画作成結果報告書
申請時派遣事業の区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
意向の確認	<input type="checkbox"/> 引き続き、基本計画事業を利用する。(定額 2 万円) ※京町家等に限る。 <input type="checkbox"/> 診断事業のみで終了する。
受 取 者	
備 考	受付番号 (-)

報酬支払請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(建築士事務所又は工務店) 所在地 〒 - 名称 (代表者)

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第20条、第31条）の規定により、報酬の支払を請求します。			
派遣事業の区分		<input type="checkbox"/> 診断事業	<input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
対象建築物概要	所在地	〒 - 京都市 区	
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法、桝組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）	
	階数	階	建築年次 年
	延べ面積	約 m ²	
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）	
調査日時			
派遣した木造住宅耐震診断士等の区分、氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士	（ ）	
	現地調査診断士	（G- ）	
	構造診断士	（K- ）	
報酬基準に基づく請求金額			
備考		受付番号（ - ）、申請者氏名（ ）	



受付番号 ー

申請者

様

耐震改修基本計画作成結果報告書

提出日 年 月 日

所在地 京都市 区

[現地調査診断士]

氏名

耐震診断士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

[構造診断士]

氏名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

添付書類

- (1) 耐震改修の事業計画書
- (2) 現状の耐震診断書 ※ 診断事業の結果報告書から変更がない場合は、省略。
- (3) 耐震改修後の耐震診断書
- (4) 現状の平面図
- (5) 耐震改修の計画図面
- (6) 耐震改修の工事費概算見積り

はじめに

この報告書は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、京町家診断士が、耐震改修の計画の案をお示しするものです。

作成された基本計画は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安にしてください。

また、本報告書でお示しする工事費の概算見積りは、耐震改修工事に必要となる費用の見積りであり、それ以外の費用は含まれません。

なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから変更されることもあります。

※ 補強計画案はあくまでも参考です。耐震改修を行う場合は別途、実施設計が必要となります。

※ 実施設計については、派遣事業の対象ではありません。京町家耐震診断士又は他の建築士と別途、契約を結んでください。

耐震改修工事を検討される場合

「京安心すまいセンター（電話744-1631）」では、皆様が耐震改修計画作成、耐震改修工事を行おうとするときに相談できる実務者名簿の公表等、耐震化に関する支援を実施しています。是非御利用ください。

すまいの耐震無料相談会のご案内

京都市では、耐震に関するお悩みを無料で建築の専門家（建築士等）に相談できる相談会を実施しています。診断結果や補強計画案について、調査を実施した診断士以外の専門家の意見を聞きたい場合にも利用できます。開催日時等の詳細は「京安心すまいセンター（電話744-1631）」までお問い合わせください。

耐震改修基本計画作成結果報告書の利用に関する注意事項

この報告書は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえで参考としていただくためのものです。報告書及び添付される書類について、他の目的には一切利用しないでください。

(基本計画作成結果について)

- ・ 基本計画作成事業は、将来の耐震改修の参考となるよう、耐震診断で得られた範囲の情報を基に、京町家耐震診断士が、耐震改修の基本的な計画の案をお示しするものです。
- ・ 作成された基本計画は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安とするためのものであり、基本計画でお示しする工事費の概算見積りは、耐震改修工事に必要となる費用のみを計上した見積りです。このため、実際に耐震改修工事を実施される場合、別途、詳細な設計や見積りを行う必要があります。

※ 詳細な設計や見積りについては、派遣事業の対象ではありません。京町家耐震診断士又は他の建築士と別途、契約を結んでください。

- ・ なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから変更されることもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。耐震改修工事の範囲を超える部分の計画を希望する場合は、京町家耐震診断士と協議のうえ、別途、設計契約を結んでください。

- ・ 個別に京町家耐震診断士と結ぶ契約について、京都市は一切関与しませんので、予め御了承ください。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 (電話 222-3613)

